



Newsletter

ATSUMI & SAKAI
www.aplawjapan.com

2023年11月13日

No.FIN_009

ソーシャルレンディング等における投資家への情報提供に関する 金融商品取引法の改正案について

執筆者：弁護士 [岩間 春樹](#)

ソーシャルレンディング等における投資家への情報提供に関する 金融商品取引法の改正案について

2023年3月14日に、金融商品取引法等の一部を改正する法律案（以下「本改正案」といいます。）が国会に提出されました。本改正案の改正項目のうちの一つとして、ソーシャルレンディング等を行う第二種金融商品取引業者に関する投資家への情報提供の仕組みを拡充すること盛り込まれております。現状、ソーシャルレンディングを行うファンドの運用業務については、投資運用業に関する行為規制の対象外とされており、また当該ファンドに対する匿名組合出資持分の勧誘業務について、電子募集取扱業務に関する規制の対象外とされておりますが、かかる状況が見直されていくこととなる見込みです。

1. 背景

ソーシャルレンディングとは、インターネットを用いて投資家から出資を募り、匿名組合契約に基づく出資等により出資された金銭を資金需要者に貸し付ける仕組みをいいます。

近年、出資された金銭が事前に投資家に説明したとおりに適切に使用されなかった等のソーシャルレンディングに係る不正行為事案が相次いでおり、投資家が投資判断を行う上で重要な事項を可能な限り開示させる制度設計とすべく、本改正法案が提出されました。

2. 現行法上の取扱い¹

現行法上、主として有価証券に対する投資として匿名組合契約等に基づいて出資された金銭の自己運用を行う場合には、投資運用業を行うものとして金融商品取引業の登録が必要となり²、この登録を受けて投資運用業を営む事業者（投資運用業者）は、忠実義務³、善管注意義務⁴、分別管理義務⁵、運用報告書の交付義務⁶等の金商法上規定される行為規制に服することとなります。一方で、ソーシャルレンディン

¹ 市場制度ワーキング・グループ第13回事務局説明資料23頁、第22回事務局説明資料26頁等参照。

² 金商法2条8項7号、28条2項1号、29条、29条の2

³ 金商法42条1項

⁴ 金商法42条2項

⁵ 金商法42条の4

⁶ 金商法42条の7

グを行うファンドの運用業務については、自主規制規則による行為規制には服するものの、当該金商法上の規制は及ばないこととなっております。

また、一般的に、金融商品取引業者は、電子募集取扱業務（有価証券の募集若しくは売出しの取扱い又は私募若しくは特定投資家向け売付け勧誘等の取扱いといった投資家から出資を募る行為を、インターネットで行う業務）のうち、インターネット上で申込みが完結するものを行う場合については、取扱有価証券に関する事前の適切な審査⁷、当該審査結果の契約締結前交付書面への記載⁸、投資判断を行う上で重要な事項の明確な表示⁹、発行者による事業の状況の定期的な情報提供¹⁰等が義務付けられております。一方で、集団投資スキーム持分のうち、当該権利を有する者が出資又は拠出をした金銭その他の財産の価額の合計額の百分の五十を超える額を充てて金銭の貸付けを行う事業に係るものについては、電子募集取扱業務の対象外とされていることから¹¹、ソーシャルレンディングを行うファンドに対する匿名組合出資持分の私募取扱業務であっても電子募集取扱業務にはあたらず、当該規制に服することはなく、また、当該ファンドによる自己募集についても電子募集取扱業務にはあたらないことから、当該規制に服しないこととなります。

3. 改正案の内容

(1) 貸付事業等権利の定義（新設）

改正金商法29条の2において、以下のとおり「貸付事業等権利」の定義が規定されました。「出資対象事業……が主として金銭の貸付けを行う事業であるもの」は、「主として」の通常用例にしたがえば、出資金又は拠出金の50パーセント超を充てて行う事業が金銭の貸付けであること又は出資対象事業に属する財産の50パーセント超が金銭の貸付けに係る権利であることを意味するため、この定義は、いわゆるソーシャルレンディングを営む貸金業者等に対して投資家が取得する、出資金等の権利に当たる定義であると考えられます。

「貸付事業等権利（第二条第二項第三号から第六号までに掲げる権利のうち、当該権利に係る出資対象事業（当該権利を有する者が出資又は拠出をした金銭その他の財産を充てて行う事業をいう。第四十条の三の三において同じ。）が主として金銭の貸付けを行う事業であるものその他の政令で定めるものをいう。以下この章において同じ。）」

(2) 貸付事業等権利に係る出資対象事業の状況に係る情報の提供（新設）

改正金商法40条の3の3において、貸付事業等権利に係る出資対象事業の状況に係る情報が、当該貸付事業等権利を有する者に提供されることが当該貸付事業等権利に係る契約その他の法律行為において確保されているものとして内閣府令で定めるものでなければ、当該貸付事業等権利に係る売買、自己募集、私募取扱い等の行為を行ってはならないことが規定されました。

また、改正金商法40条の3の4において、当該貸付事業等権利を有する者に改正金商法40条の3の3に規定する契約その他の法律行為に基づき提供されるべき情報が提供されていないことを知りながら、自己募集、私募取扱い等の行為を行ってはならないことが規定されました。

これらにより、金融商品取引業者等は、出資対象事業を営む事業者から投資家への運用報告書の交付が担保されていない貸付事業等権利を自己の商品として取り扱うことができないこととなります。

⁷ 金商法 35 条の 3、金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「金商業等府令」といいます。） 70 条の 2 第 2 項第 3 号

⁸ 金商法 37 条の 3 第 1 項第 7 号、金商業等府令 83 条 1 項 6 号ホ

⁹ 金商法 43 条の 5、金商業等府令 146 条の 2

¹⁰ 金商法 35 条の 3、金商業等府令 70 条の 2 第 2 項第 7 号

¹¹ 金商法 29 条の 2 第 1 項 6 号、金融商品取引法施行令 15 条の 4 の 2 第 7 号

(3) 電子募集業務を行う際の投資判断を行う上で重要な事項の明確な表示

金商法43条の5の改正により、現行法上電子募集取扱業務についてのみ課されていた、投資判断を行う上で重要な一定の事項について投資家の使用に係る電子計算機の映像面において当該投資家にとって見やすい箇所に明瞭かつ正確に表示を行う義務等の表示義務が、電子募集業務を行う際にも課されるようになりました。

なお、「電子募集業務」については、改正金商法29条の2第6号により、「電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものにより第二条第八項第七号又は第八号に掲げる行為（政令で定めるものを除く。）を業として行うこと」と新たに定義されております。

4. 施行日等

本改正案は、第211回国会において衆議院で可決したものの、参議院では継続審議とされたため現時点では法律として成立しておりません。そのため、本改正案において参照されている政令及び内閣府令の内容は、現時点では定められておりません。

以 上

執筆者

弁護士 [岩間 春樹](#)（アソシエイト、東京弁護士会）
Email: haruki.iwama@aplaw.jp

お問い合わせ先

本ニュースレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。
渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 ファイナンスプラクティスグループ
Email: fpg@aplaw.jp

当事務所のニュースレターをご希望の方は[ニュースレター配信申込フォーム](#)よりお手続きをお願いいたします。
また、バックナンバーは[こちら](#)よりご覧いただけます。

このニュースレターは、現行の又は予想される規制を網羅的に解説したのではなく、著者が重要だと考える部分に限って、その概要を記載したものです。このニュースレターに記載されている意見は著者個人の意見であり、渥美坂井法律事務所・外国法共同事業（「渥美坂井」）の見解を示すものではありません。著者は明白な誤りを避けるよう合理的な努力は行いましたが、著者も渥美坂井もこのニュースレターの正確性を保証するものではありません。著者も渥美坂井も読者がこのニュースレターに依拠することによって生じる損害を賠償する責任を負いません。取引を行う場合には、このニュースレターに依拠せずに渥美坂井の弁護士にご相談ください。